

議案第 9 9 号

さいたま市大崎むつみの里条例及びさいたま市槻の木条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市大崎むつみの里条例及びさいたま市槻の木条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市大崎むつみの里条例及びさいたま市槻の木条例の一部を改正する条例

(さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市大崎むつみの里条例（平成 1 9 年さいたま市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第 2 条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。 (1) 次に掲げる障害福祉サービスに関すること。 ア・イ [略] ウ [略] (2)・(3) [略] (4) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 <u>第 6 項</u>に規定する障害児相談支援をいう。第 4 条第 4 項において同じ。） (5) [略] 2 [略] (利用定員) 第 3 条 むつみの里の定員は、<u>1 7 5 人</u>とする。	(業務) 第 2 条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。 (1) 次に掲げる障害福祉サービスに関すること。 ア・イ [略] <u>ウ 就労移行支援</u> エ [略] (2)・(3) [略] (4) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 <u>第 7 項</u>に規定する障害児相談支援をいう。第 4 条第 4 項において同じ。） (5) [略] 2 [略] (利用定員) 第 3 条 むつみの里の定員は、<u>1 9 0 人</u>とする。

(さいたま市槻の木条例の一部改正)

第2条 さいたま市櫛の木条例（平成17年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫛の木を設置する。 (業務) 第3条 さいたま市櫛の木は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] <u>(2) [略]</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) [略]</u> <u>(5) [略]</u> 2 [略] (利用定員) 第4条 さいたま市櫛の木の定員は、<u>76人</u>とする。 (利用者の資格) 第5条 生活介護及び就労継続支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(4) [略] 2～4 [略]	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫛の木を設置する。 (業務) 第3条 さいたま市櫛の木は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] <u>(2) 就労移行支援に関すること。</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) [略]</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6) [略]</u> 2 [略] (利用定員) 第4条 さいたま市櫛の木の定員は、<u>88人</u>とする。 (利用者の資格) 第5条 <u>生活介護、就労移行支援</u>及び就労継続支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(4) [略] 2～4 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第1項第4

号及び第 2 条中第 1 条の改正は、公布の日から施行する。